

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 27 年 10 月 29 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500335号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500078号

## 第1 結論

請求期間のうち、昭和52年7月及び同年8月の期間及び昭和62年4月から同年9月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和46年\*月から昭和47年7月まで  
② 昭和48年5月から昭和49年9月まで  
③ 昭和52年7月及び同年8月  
④ 昭和54年4月から昭和58年3月まで  
⑤ 昭和61年4月から同年12月まで  
⑥ 昭和62年4月から同年9月まで

私が20歳に到達した昭和46年\*月頃に、実家のあるA郡B町で私の父が私の国民年金の加入手続を行い、請求期間①から④までの国民年金保険料については、納税組合の役員が実家に集金に来たので、私の父が納付した。婚姻後の請求期間⑤及び⑥の保険料については、私の妻がC市で納付した。請求期間①から⑥までを保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間③について、B町の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、請求者は、請求期間③の期間を含む昭和52年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料を現年度納付しているところ、当該期間の保険料が還付されていることが記録されている。

しかしながら、オンライン記録によると、昭和52年4月1日から同年7月26日までの期間及び昭和52年9月16日から昭和53年8月15日までの期間は、厚生年金保険の被保険者期間であるものの、請求期間③の国民年金保険料について還付する事由が見当たらず、当該期間の還付は誤還付と推認され、オンライン記録上、請求期間③は国民年金の被保険者となっていないが、当該期間は強制加入被保険者として国民年金の被保険者となる期間であり、保険料が還付される前は納付済期間となっていたことから、請求期間③については保険料納付済期間とする必要がある。

請求期間⑥について、国民年金保険料を納付していたとする請求者の妻は、請求者が会社

を退社してしばらくはお金も入用だったが、将来のために請求者の国民年金保険料を納められる期間遡って納付したと陳述しているところ、オンライン記録によると、当該期間の直前の昭和62年1月から同年3月までの期間の保険料は平成元年4月27日に納付し、請求期間⑥の直後の昭和62年10月から昭和63年3月までの期間の保険料は納付日は不明であるが、いずれも過年度納付しており、請求期間⑥の直前の保険料が納付された時点において請求期間⑥は過年度納付することが可能な期間である上、請求期間⑥は6か月と短期間であり、請求者が請求期間⑥の保険料を納付できなかった特段の理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間③及び⑥の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

- 2 請求期間①及び②について、請求者は、20歳に到達した昭和46年\*月頃に、実家のあるB町で請求者の父が請求者の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、納税組合の役員が実家に集金に来たので、請求者の父が納付したとしている。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行った記憶がないとしており、請求期間①から④までについては、B町の納税組合が保険料を集金していたと陳述するものの、請求期間①及び②の保険料額や納付サイクル等、納税組合の具体的な徴収方法について不明と回答している上、加入手続及び保険料納付をしていたとする請求者の父はすでに亡くなっていることから、請求者の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、戸籍の附票によると、請求者は、請求期間①においてD市、請求期間②においてD市及びE市に住所を定めていることが確認できることから、B町において請求者の国民年金保険料を現年度納付することはできない。

さらに、請求者には二つの国民年金手帳記号番号が払い出されているところ、「\*」はD市で払い出されており、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和47年11月から昭和48年1月頃にかけて払い出されたものと推認され、同市の年度別納付状況リスト及び当該手帳記号番号で記録していたオンライン記録によると、請求者は昭和46年12月2日に国民年金の被保険者資格を取得しているが、当該手帳記号番号が払い出された時期は、請求者が厚生年金保険に加入していた期間(昭和47年8月9日から昭和48年5月1日まで)に当たり、当該手帳記号番号のオンライン記録によると、前述の厚生年金保険の被保険者資格を取得した日(昭和47年8月9日)に国民年金の被保険者資格を喪失しており、同区の年度別納付状況リストには、「フザイ」と記載されていることから、請求期間①の保険料に係る納付書は発行されていなかったものと考えられる。

請求者に払い出された国民年金手帳記号番号のうち、もう一方の「\*」はB町で払い出されており、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和51年10月から同年11月頃にかけて払い出されたものと推認されるが、当該記号番号が払い出された時点においては、請求期間①は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、B町の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、昭和49年10月から昭和51年3月までの期間の保険料を昭和51年12月21日に過年度納付しており、この時点においては、請求期間①は時効により保険料を納付することができない期間であり、上記の国民年金手帳記号番号(\*)が払い出された時点においては、請求期間②の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である。

請求期間④について、請求者は、請求期間①、②及び③と同様、国民年金保険料については、納税組合の役員が実家（B町）に集金に来たので、請求者の父が納付したとしているが、請求者は、請求期間④当時、F市からC市へ住所を異動（異動日：昭和54年4月5日）しており、B町において請求者の国民年金保険料を現年度納付することはできない。

また、C市の年度別納付状況リストに記載されている住所は、同市の旧市役所本庁舎の所在地となっており、このことについて同市は、何らかの理由により国民年金上の住所登録が済んでいない方で、住所が不明なので納付書は送られていなかったものと推測されると回答している。

なお、請求者は、C市で昼間の学生として居住していたと陳述しており、請求期間④は任意加入の対象となる期間であるが、請求者の所持する年金手帳、C市の年度別納付状況リスト、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、請求者は昭和54年4月1日に強制加入被保険者の資格を喪失しており、請求期間④は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

請求期間⑤について、オンライン記録によると、請求者の国民年金の被保険者資格は昭和61年4月1日に再取得しているものの、当該資格処理日は平成元年5月15日であることが確認できる。これについて、日本年金機構G事務センターは、「C市における請求者の加入手続は、平成元年4月中（収納年月日である平成元年4月27日頃）に加入手続を行い、市役所からの取得の報告が5月に入ってから回付され、同年5月15日に処理したと考えられる。」と回答しており、同事務センター及びC年金事務所は、「当該加入手続時点では、請求期間⑤は時効により保険料を納付することができない期間のため、請求期間⑤の保険料に係る納付書は発行されていないと考えられる。」と回答している上、請求者は、平成元年4月27日に昭和62年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を遡って納付しているが、当該納付日においても、請求期間⑤は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、請求者が、請求期間①、②、④及び⑤について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間①、②、④及び⑤の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1500423 号  
厚生局事案番号：関東信越（国）第 1500077 号

## 第 1 結論

昭和 49 年\*月から昭和 52 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年\*月から昭和 52 年 3 月まで

私が学生るとき、私宛に国民年金への加入案内の書類が届き、それを祖母が大切に保管してくれたので、祖母から聞いたことはないが、祖母が私の国民年金の加入手続をしてくれ、請求期間の国民年金保険料についても祖母が納付してくれていると思う。昭和 55 年 4 月から昭和 57 年 3 月までの国民年金保険料を納付してくれたことは、祖母から直接聞いている。私が結婚し、A 市に転居した後も祖母と同居していた時期があり、その頃妻が、祖母から私の年金手帳を受け取り、そこに国民年金保険料の納付記録があったことを見ている。当該年金手帳は紛失してしまった上、祖母は既に亡くなっているが、請求期間の国民年金保険料は納付してくれているはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、自身が学生るとき、請求者の祖母が請求者に係る国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料についても、請求者の祖母が納付してくれていると陳述しているが、請求者の国民年金の加入手続及び請求期間の保険料納付を行ったとする請求者の祖母は既に亡くなっており、請求者自身は国民年金の加入手続及び請求期間の保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 55 年 4 月頃に払い出されたと推認され、この頃に初めて請求者の国民年金の加入手続が行われたと考えられるとともに、請求者の年金手帳、A 市における国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では、請求者の国民年金被保険者資格の取得日は、同年 4 月 1 日となっていることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料は納付できない。

さらに、オンラインの氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500331号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500148号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和30年4月1日から昭和34年1月4日まで  
② 昭和35年1月2日から同年4月1日まで

昭和30年3月に中学校を卒業後、同年4月1日から昭和35年3月までの期間、A社に正社員として勤務していたが、厚生年金保険の記録では当該事業所における被保険者資格取得年月日が昭和34年1月4日、被保険者資格喪失年月日が昭和35年1月2日と記録されており納得がいけない。資格取得年月日を昭和30年4月1日、資格喪失年月日を昭和35年4月1日として記録を訂正し、それぞれ年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①については、B法人C大学附属図書館(以下「附属図書館」という。)に保管されているA社における「臨時夫退職者名簿労ム係」の従業員名簿により、請求者の雇入年月日は、昭和30年12月12日であることが確認できるほか、「昭和33年7月1日臨時夫賃金表」(以下「臨時夫賃金表」という。)及び「昭和34年10月1日鉱員賃金表」に記載されている氏名、職別、勤続、給与等から判断すると、請求者は、昭和30年12月から昭和33年7月までの期間は臨時夫、昭和34年3月から同年10月までの期間は鉱員として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、請求者に係る上記臨時夫賃金表から、上記事業所に臨時夫として勤務した期間が推認できるいずれの従業員も、当該期間に係る厚生年金保険の記録を確認できない上、請求期間①の一部に臨時夫として勤務していたとする者(請求者が姓を記憶していた同僚。)は、上司から昭和34年1月に厚生年金保険へ加入する旨の説明を受けたと陳述していることから、請求者は、請求期間①のうち、上記事業所に臨時夫として勤務した期間においては、厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

一方、請求期間②については、附属図書館に保管されている請求者に係る資料からは、請求者の勤務期間を推認できない。

また、請求期間①及び②又は当該期間に近接する期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認

できる者 34 人（請求者が姓を記憶していた同僚を含む。）に照会し、9 人から回答を得られたが、いずれの者からも請求者の当該期間における厚生年金保険への加入や厚生年金保険料の控除について具体的な回答は得られなかった。

さらに、請求期間①及び②について、元事業主は、当時の資料はなく、請求どおりの厚生年金保険被保険者資格に係る届出をしていたか、当該期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除していたかについてはいずれも不明としている。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。